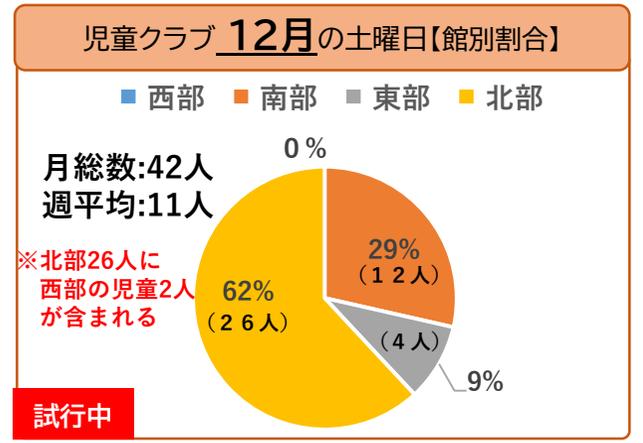
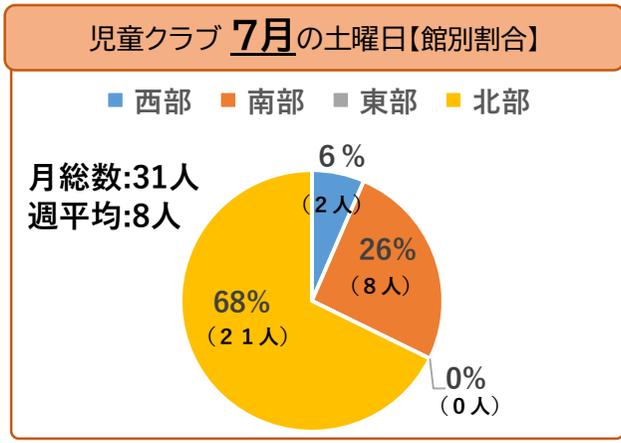
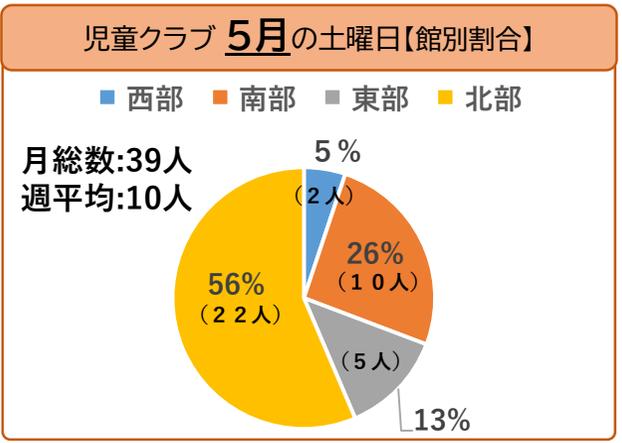
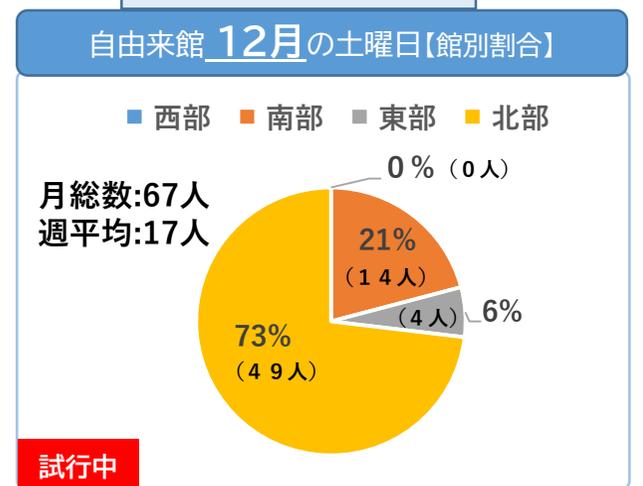
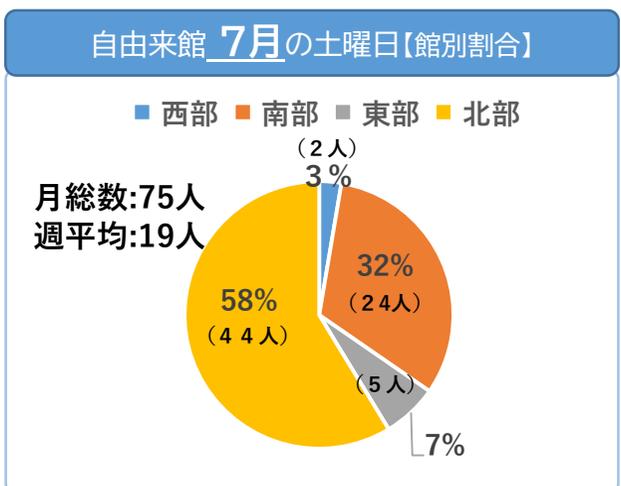
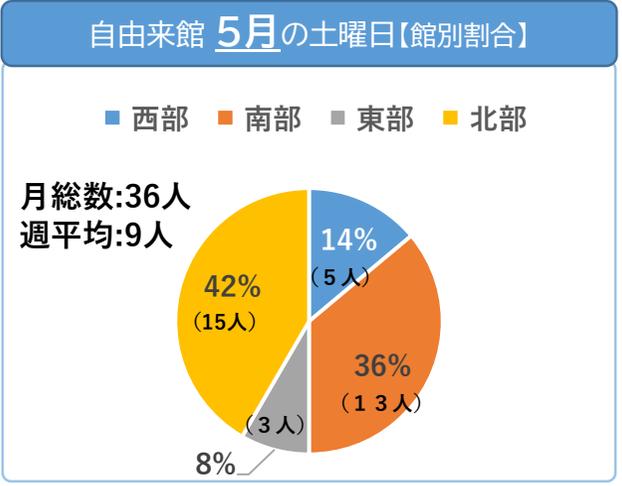


# 児童センターの土曜日開所の集約化について

- 自由来館も児童クラブも通年、北部、続いて南部の利用が多い
- 保護者に事前周知を行った上で、令和6年10月から西部児童センターの土曜開所を北部児童センターに集約化（試行）



週平均(自由来館+クラブ)の計約20人  
2館集約 南部約6人/館 北部約14人/館

週平均(自由来館+クラブ)の計約30人  
2館集約 南部約10人/館 北部約20人/館

週平均(自由来館+クラブ)の計約30人  
2館集約 南部約10人/館 北部約20人/館

【集約化の効果】 運営の効率化(職員の負担軽減、代替職員の勤務減少による人件費の抑制)

○大野市放課後児童クラブ事業実施要綱

令和3年3月25日

教委告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項及び大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第28号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、本市（以下「市」という。）が児童クラブを設置し、放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ事業」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 児童クラブ事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないもの（以下「放課後児童」という。）につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上並びに基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的として行うものとする。

(運営の方針)

第3条 教育委員会は、利用児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、児童クラブ事業の運営を行うものとする。

2 教育委員会は、地域社会との交流及び連携を図り、利用児童の保護者及び地域社会に対し、児童クラブ事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

3 教育委員会は、児童クラブ事業の運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 児童クラブ事業を実施する施設の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けるものとする。

(児童クラブの名称、位置及び利用定員)

第4条 児童クラブの名称、位置及び利用定員は、次のとおりとする。

名称	位置	利用定員
南部児童クラブ	大野市日吉町9番8号	40人
北部児童クラブ	大野市陽明町三丁目701番地	40人

西部児童クラブ	大野市泉町6番20号	40人
東部児童クラブ	大野市美里町801番地	40人
和泉児童クラブ	大野市朝日第34号3番地	20人

(対象児童)

第5条 児童クラブ事業の対象児童は、放課後児童その他健全育成上指導を要する児童とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 児童クラブには、条例第10条第1項に規定する放課後児童支援員を少なくとも1人配置し、同条第2項に規定する補助員を若干人配置するものとする。

2 放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童の健康管理及び出席確認をはじめとする安全の確保並びに情緒の安定を図ること。
- (2) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- (3) 児童が宿題等の学習活動を自主的に行える環境を整えること。
- (4) 基本的な生活習慣についての援助及び自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身に付けさせること。
- (5) 活動状況について家庭との日常的な連絡及び情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- (6) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、児童相談所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

(開設日、開設時間及び開設場所)

**第7条** 児童クラブの開設日、開設時間及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 開設日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）は除くものとする。
- (2) 開設時間 正規の下校時間から午後6時までとする。ただし、土曜日、大野市立学校管理規則（昭和32年教委規則第7号）第20条の2第1号から第4

号までに掲げる休業日（以下「長期休業期間」という。）及び第21条に掲げる振替日（以下「振替日」という。）は、午前8時から午後6時までとする。

**(3) 開設場所** 第4条に掲げる児童クラブとする。ただし、長期休業期間以外の土曜日については、利用人数により開設場所を集約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開設日、開設時間及び開設場所を変更することができる。

（支援の内容）

第8条 児童クラブが行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 安全指導
- (2) 健康管理・衛生管理
- (3) 遊びの指導
- (4) 学びの機会の確保
- (5) 基本的生活習慣の習得の指導
- (6) 保護者に対する子育て支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成上必要な支援

（加入手続き等）

第9条 児童クラブに加入を希望する児童の保護者は、事前に児童クラブ加入申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は前項により申込みがあったときは、その内容を審査のうえ加入の可否を決定し、児童クラブ加入決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

3 保護者は、前項の規定により加入決定を受けたときは、次条に規定する年間登録料を負担するものとする。

4 保護者は、児童クラブ辞退事由が発生した場合は、速やかに児童クラブ辞退届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

5 児童クラブへの児童の送迎は、保護者の責任で行うものとする。

6 保護者は、児童が児童クラブを欠席するときは、事前に児童クラブへ連絡するものとする。

7 長期休業期間に利用を希望する児童の保護者は、事前に児童クラブ長期休業期間利用申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

（負担金等）

第10条 保護者は、児童クラブの加入及び利用に当たり、年間登録料及び負担金（以下「負担金等」という。）を負担するものとする。

2 前項に規定する負担金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、児童1人につき当該各号に定める額とする。

(1) 年間登録料 3,200円

(2) 土曜日及び振替日（次号に該当する日を除く）の利用 1日につき200円

(3) 長期休業期間中の利用 1日につき300円

3 前項の規定にかかわらず、利用児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合の負担金等の額は、前項第1号に規定する額については児童1人につき3,200円を、前項第2号及び第3号に規定する額については児童1人につき1月当たり3,600円を減じた額とする。この場合において、当該減じた後の額が0円以下となるときは、負担金等の額は0円とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当の支給を受けている者

(3) 大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第19号）第3条に規定する助成対象者

(4) 児童クラブ事業を実施しようとする月の属する年度（当該月が4月から11月の間にある場合にあつては、当該年度の前年度）の市町村民税が非課税である世帯に属する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、特別な事情により教育委員会が必要と認める者

4 市長は、前項に規定する負担金の減額又は減額の解除を決定したときは、放課後児童クラブ保護者負担金減額（解除）決定通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。

5 前項の減額の決定を受けた保護者（以下「特定保護者」という。）は、前項に規定する要件のいずれかに該当しなくなったときは、速やかに市長に申し出なければならない。

6 市長は、特定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3項に規定する減額の解除を決定するものとする。

(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 特定保護者が偽りその他不正な手段により減額の決定を受けたと判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、減額の決定が適当でないと認めたとき。

7 利用児童の保護者は、前各項に規定する保護者負担金のほか、児童クラブにおいて行う活動の内容により、活動に係る実費を負担するものとする。この場合において、市は、あらかじめ保護者に対して活動の内容及び負担する実費の額について書面にて説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 児童クラブの通常の事業の実施地域は、当該児童クラブが位置する各小学校区とする。ただし、当該小学校区以外の児童の利用を妨げるものではない。

(活動記録等)

第12条 児童クラブの活動状況を明らかにするため、次の帳簿等を備えるものとする。

(1) 児童出欠簿

(2) 児童生活記録簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な帳簿

(緊急時等における対応方法)

第13条 放課後児童支援員等は、児童クラブ事業の実施中に利用児童の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡するとともに、当該児童の主治医に相談する等必要な措置を講じるものとする。

2 放課後児童支援員等は、児童クラブ事業の実施中に事故が発生した場合には、速やかに市こども支援課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 放課後児童支援員等は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 市長は、児童クラブ事業の実施により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 教育委員会は、消防計画及び地震・風水害等に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、

それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 教育委員会は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第16条 教育委員会は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

2 苦情解決責任者は、苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行う。

3 苦情受付担当者は、苦情を受け付けた際は、苦情の内容及び苦情に対する対応について記録する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、児童クラブ事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に廃止前の大野市放課後児童クラブ事業実施要綱（平成27年告示第106号）の規定によりなされた処分、手続その他行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他行為とみなす。

附 則（令和4年教委告示第15号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年教委告示第26号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の大野市放課後子ども教室推進事業実施要綱及び第2条の規定による改正後の大野市放課後児童クラブ事業実施要綱第10条第2項第2号の規定は、令和5年7月1日から適用する。

附 則（令和6年教委告示第13号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。